

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和6年4月22日

広島中央環境衛生組合管理者 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

| | |
|-----------------|---|
| (1) 物品・委託役務の名称 | メタノール（単価契約） |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | なし |
| (3) 物品委託役務内容 | 賀茂環境センター浸出水処理施設で使用する工業薬品を単価契約により購入するもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 東広島市黒瀬町国近 10427-24 賀茂環境センター |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 物品売買契約約款（単価） |
| (11) 契約種別 | 単価契約 |
| (12) 収入印紙 | 不要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

| | | |
|---|--|---|
| ア | 次のいずれかに該当する者 令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者 | 買入れ・製作 |
| イ | 法令等による登録等 | 問わないものとする。 |
| ウ | 技術者 | 問わないものとする。 |
| エ | 営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。 | 広島県内に本店を有する者。 |
| オ | 会社の履行実績 | 問わないものとする。 |
| カ | その他 | 「広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。 |

3 日程等

| 手 続 き 等 | 期 間・期 日 等 | 場 所・留 意 事 項 |
|---------------------------|--|---|
| ア 公告日 | 令和6年4月22日 | 広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び広島中央環境衛生組合施設2課(担当課)で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先(担当課)」に記載のとおり。 |
| イ 仕様書及び見本等閲覧期間 | 令和6年4月22日～ 令和6年5月10日 | 広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。 見本等の有無 : 無 |
| ウ 同等品確認期間(物品の買入れ及び借入れに限る) | | 同等品で応札する場合は、同等品規格確認票(広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務競争契約入札心得。(以下「入札心得」という。)別記様式第2号(第4条関係))により担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は担当課とする。 |
| エ 同等品確認回答閲覧期間 | | 広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。 |
| オ 質問書提出期間 | 令和6年4月22日～ 令和6年4月30日 (午前8時30分～午後5時15分) | 質問書は、本組合所定の様式により担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を担当課へ事前に電話連絡すること。 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は広島中央環境衛生組合ホームページからダウンロードできる。 |
| カ 回答書閲覧期間 | 令和6年5月1日～ 令和6年5月10日 | 広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。 |
| キ 入札期間 | 令和6年5月7日～ 令和6年5月9日 (午前8時30分～午後5時15分) | 入札場所 広島中央環境衛生組合施設2課(担当課) 東広島市黒瀬町国近10427-24(賀茂環境センター管理棟1階) 入札書は入札期間内に施設2課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として東広島市に届け出ている印鑑を押印すること。(ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。) 郵便により入札書を提出しようとする者は、広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。 |
| ク 開札日時 | 令和6年5月10日 午前10時30分より | 開札場所 広島中央環境衛生組合 賀茂環境センター ペットボトル等処理施設2階研修室(東広島市黒瀬町国近10427-24) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札(1回目)を実施するものとする。再度の入札(1回目)は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札(1回目)を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札(1回目)の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札(2回目)を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。 |

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料(以下「資格要件確認資料」という。)の提出を求めない。

(1) 提出書類

| 書類の区分 | 提出書類(○印) | 備考 |
|-----------------------|----------|----|
| ア 入札参加資格確認申請書 | | |
| イ 入札参加資格要件総括表 | | |
| ウ 誓約書 | | |
| エ 配置予定技術者届出書 | | |
| オ 履行実績確認表 | | |
| カ 履行実績証明書(物品・委託役務) | | |
| キ 法令等による登録等を確認するための資料 | | |
| その他 | | |

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先(担当課)」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先(担当課)

施設2課

東広島市黒瀬町国近10427-24

電話番号 0823-82-6499

ファックス番号 0823-82-9444

仕 様 書

1 品 名 メタノール（単価契約）

2 用 途 処理水の微生物栄養源

3 規格及び数量

| 品 名 | メーカー・品番等 | 規 格 | 発注予定数量 | 単位 |
|-------|----------|-------|--------|----|
| メタノール | 問わない | 濃度50% | 4,950 | kg |

※注 上記規格を満たすものであればメーカー・品番を問わない。

なお、規格を満たしているかどうかの事前確認は受け付けない。（同等品規格確認は受け付けない。）

4 発注予定数量

予定数量であり、この数量の発注を保証するものではない。

5 契約単価等

契約単価は1kgあたりの単価とする。（消費税及び地方消費税は含まない。）

6 納 入 期 間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日

7 納 入 場 所

広島中央環境衛生組合 賀茂環境センター（東広島市黒瀬町国近10427番地24）

8 納 入 方 法 等

防錆加工（コーティング）した一斗缶で1回あたり50缶から60缶で納品すること。
既設薬品タンク容量は200リットルである。

9 提 出 書 類

- （1）落札決定後、品目についての代理店証明書を提出すること。
- （2）納入の都度、納品書及び成分分析表を提出すること

10 支 払 方 法

受注者は検査合格後、納入日が属する月の翌月に当該履行部分にあたる代金を次のとおり請求することができる。

（1）消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

契約単価に当該履行数量（kg）を乗じて計算した額に、当該額の100分の10に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。

（2）消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

契約単価に当該履行数量（kg）を乗じて計算した額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。

（3）請求書には、納入毎の納入月日、数量、単価、月間の合計金額、消費税額等、請求額の根拠となる内訳を記載すること。請求金額は、納入毎に小数点以下の端数を切り捨て、その合計金額をもって請求すること。